

平成22年12月7日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成22年12月7日
開会 10時35分 閉会 11時36分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 5名
委員長 牧野茂敏
副委員長 藤原 孟
委員 増田武夫 乾邦廣 助川順一
議長 古川 稔
- 4 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 説明員 教育長 金子隆司 教育部長 佐藤昌親 生涯学習課長 中川輝彦
社会教育係長 石田晋一
- 6 傍聴者 森田慶子 田口敬司 浜村奎子 成沢せい子 鈴木志摩子
岡崎節子 中橋友子 野原恵子 谷口和弥
白人小学校6年生85名、引率4名
- 7 審査事件 別紙
- 8 審査結果 別紙

委員長 牧野 茂敏

◇ 審 査 内 容

(10:35 開会)

- 委員長（牧野茂敏） ただ今より総務文教常任委員会を始めます。本日は白人小学校の6年生の皆さんが、傍聴にいらしております。その関係もありまして、報道機関等に写真撮影を許可しておりますので、ご了承願いたいと思います。本日の議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

これより議事に入ります。それでは、本委員会に付託されました議案第63号「幕別町集団研修施設こまはた条例」を議題といたします。審査に入ります前に、各委員にお諮りいたします。担当部局より、追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布をしたいと思います。よろしいでしょうか。

- （はい、の声あり）

- 委員長（牧野茂敏） それでは、配布を願います。それでは理事者の説明を求めたいと思います。教育部長。

- 教育部長（佐藤昌親） 委員の皆様には日ごろより教育行政の推進に際しまして、格段のご理解ご支援をいただきまして、真にありがとうございます。本日は、教育長、私、生涯学習課長、社会教育係長が出席させていただきました。よろしく願い申し上げます。

それでは、ただ今より、幕別町集団研修施設こまはた条例について説明を申し上げ、ご理解を賜りたいと思います。私からは条例の概要説明の後、生涯学習課長からは研修施設こまはたの概要、さらには予定している事業計画などについてご説明申し上げたいと思います。

それでは、議案第63号、幕別町集団研修施設こまはた条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の6 pをお開きいただきたいと思います。本研修施設につきましては、平成22年3月をもって廃校になりました、駒島小学校の校舎を活用し青少年の育成、及び生涯学習の推進を図ることを目的に、集団研修施設として改修工事を進めているところであります。以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、幕別町集団研修施設こまはたの設置を定めるものであり、第2条につきましては研修施設の名称と、位置について定めるものであります。第3条及び第4条につきましては、研修施設の使用の承認・不承認について定めるものであります。第5条及び第6条につきましては、研修施設の使用料について定めるものであり、議案書の8 pの別表、第1、第2にありますとおり、使用料は1人につき1日150円とし、陶芸釜の使用は1回あたり1,000円としております。議案書の7 pにお戻りください。第7条につきましては、研修施設の目的外使用等の禁止事項を、第8条につきましては施設研修の承認を取り消す場合等について、定めるものであります。第9条につきましては、使用者が研修施設の使用を終了したときなど、現状に回復して返還することを定めるものであります。第10条につきましては、使用者が研修施設の設備を損傷した場合等の、損害賠償について定めるものであり、第11条につきましては委任規定であります。

附則についてであります。第1項は本条例の施行月日を、平成23年4月1日からと定めるものであります。附則第2項につきましては、準備行為として研修施設の予約や広報活動等、この条例の施行前にも行うことができることを、定めるものであります。附則第3項につきましては、この研修施設と同様の目的で設置しております、幕別町少年自然の家を本研修施設の供用開始と同時に廃止するため、平成23年4月1日に、幕別町少年自然の家条例を廃止するものであります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。資料につきましては、生涯学習課長から説明させていただきます。よろしく願い申し上げます。

- 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（中川輝彦） それでは、私のほうから先ほどお渡ししました資料について、ご説明申し上げます。まず、1 pめをご覧いただきたいと思います。これにつきましては、校舎の配置図をかいてあります。続きまして、2 pをご覧いただきたいと思います。事業概要がありますが、1番目、事業決定までの経過ということで、これは先ほど部長から説明がありましたように、平成21年度駒島小学校廃止するの決定を受け、駒島公区を中心に校舎等の跡利用につい

て検討を重ねていただいております。平成21年10月に駒島公区から、「小学校跡地を少年自然の家として活用する」との要望書が町長宛に提出され、関係者との協議の結果、「宿泊のできる研修施設として再生する」ということで決定させていただいたものであります。

2番め、事業の概要であります。統合に伴い廃校となる駒島小学校の校舎を活用し、宿泊可能な交流・研修施設として改修し、青少年の育成及び生涯学習の推進を図ることを目的とするというものであります。施設の概要であります。RC造2階建、延べ床面積1,422㎡でございます。

4番めの事業の内容であります。これは廃校となる駒島小学校の校舎の教室等を、宿泊室、多目的研修室といいますか、シャワー室、研修室、事務室、調理室、食事室として改修し、町民の自然体験拠点施設としての機能のほか、集落の活性化に資する交流として、地域間交流が可能な機能を整備する。また、校庭半面を芝生に整備し、利用者がスポーツなどを満喫できる場も提供したいと、考えるものであります。詳細につきましては、後ほど説明をいたします。

※印であります。これは施設又は、施設周辺において実施できる交流内容という形で、書かせていただいております。地域との交流という面から見た、学習プログラムということになります。

地域の農家で農業体験やそば工房でのそば打ち体験、地域で収穫された食材を活用した料理講座、周辺で実施している体験事業への参加、農作業への従事、森林浴などを考えています。

その他、計画されるプログラムとしまして、親子で作物作りとか、子ども会リーダー研修、インドアサッカー教室、きのこを食べる会、等々が計画を現在しているところです。

4pをご覧くださいと思います。この4pにつきましては、先ほど簡単にふれさせていただきました事業の内容を、月別に並べたものでございます。これは、教育委員会の主催・共催事業という形で、並べさせていただいております。全部で18事業、延べ参加人数1,000人という形で計画しているものです。このほかに、当然、各少年団の合宿ですとか、地域での集まりですとか、中学校・高校での部活の合宿にこの施設を、大いに使っていただきたいと考えているものであります。

3pにお戻りいただきたいと思っております。改修の内容なんです。これも書いてありますとおり、普通教室で使われていたものを多目的研修室、職員室を事務室、校長室を打ち合わせ室、図書室を研修室、物品庫をシャワー室、2階におきましては家庭科室を調理室、普通教室を食事室というふうに変更したいと、考えているものです。そのほかに、玄関の改修、1階と2階の廊下にストーブの設置、トイレを和式から洋式へ、それと多目トイレの設置を考えております。

5pをご覧くださいと思います。これはちょっと、みにくくて申し訳ございませんが、斜めの線で書かれている部分を、改修したいと考えております。上の左側からいきまして、玄関のところを一部、車椅子等が通れるように改修したいと思っております。そして、シャワー室につきましては、4基の設置を考えています。そして、多目トイレと考えております。1階部分の下側なんです。この図からいうと下側なんです。この3つの部屋をカーペット敷きにしまして、多目的研修室というふうにして、改修を考えているものです。続きまして、下の部分が2階の部分ですが、この斜めの格子の部分、これが家庭科室として使われていたところですが、この調理台を2基、使いやすいものに設置しなおしたいと、考えているものです。

3pにお戻りいただきたいと思っております。全体計画、資金面の計画でございます。この事業につきましては、集落活性化推進事業補助金ということで、国土交通省の補助金であります。当初1,680万円の補助金が決定されております。入札の結果、入札価格が減っておりますので、この金額も減るものと想定されます。事業費につきましては、全部で36,333,000円になるものでございます。

4番めの事業計画でございます。改修の工事につきましては、計画の日から3月の25日まで工事期間をみています。実施設計の管理については、3月いっぱいを見ております。長くなりまされたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議願いたいと思っております。

- 委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。増田委員。
- 委員（増田武夫） 何点か、質問させていただきます。

1点めは、今、どういう形で利用されるか、どういう目的であるかというお話もされました。

幕別町の少年の家自然条例では、少年が対象であるということでありました。今度の条例では青少年の育成ということで、条例が作られているわけでありまして、対象年齢をどのように設定しているのか、ということが1点であります。その設定された対象に、どのように働きかけながら、この施設の利用を図っていくのか。この点をお聞かせいただきたいと思えます。

それから前の条例では、宿泊とか料金設定が、宿泊研修の使用料と宿泊を伴わない研修の使用料が、別立てになっていたわけですが、今度はどのような形になるのか。要望の中で宿泊のできる集団研修施設として、再生するというような要望になっていたようでありまして、今の改修の計画の中で、宿泊は研修室でするようにするのか、その辺についての利用のされ方について、お尋ねいたします。

それからこの施設の管理体制でありますけれども、前の条例では少年自然の家条例では、自然の家に事務職員、その他必要な職員を置くと、このような内容になっていたのですが、今度の条例では、そうしたものを置くようにはなっていないわけですが、管理体制をどのように考えておられるのか。

それから3点めは、必要経費、運営していく上での必要経費はどのような予定になっているのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○ 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（中川輝彦） まず最初に、この研修施設の対象年齢ということですが、一応、青少年ということで考えておりますが、一応、高校生までを中心に考えているわけですが、当然、一般の方も十分ご利用願いたいなど、というような形を考えております。当然、先ほども説明の中で申し上げましたが、高校生・中学生の部活動の合宿などにも大いに使っていただきたいと、考えているものでございます。なお、働きかけということでありますけれども、パンフレット等を作成しまして、管内の教育委員会、そして高校にも我々が出向いて行って、この施設のPRをしてきたいなど、考えております。

また、前条例との比較の宿泊の関係であります、あくまでも宿泊が出来る施設ということで、1階の3部屋の部分を、寝袋だとか、場合によっては布団を借りてだとか、そういう形で利用していただきたいな、と考えております。これはあくまでも、研修施設ということで、旅館業法とかの適法性もあるものですから、このような形にさせていただいているものです。

管理体制の面につきましては、管理人を2名、採用していきたいと思っております。これは2名の方を適宜、交代性といいますか、そういう形でやっていきたいと思っております。

必要経費でございますが、新年度予算で算定させていただこうと思っております。電話料ですとか灯油代ですとか、講師の謝金ですとか、それらを含めまして、あと先ほど言いました2名の賃金も含めまして、全部で330万円ほどの年間経費を維持費として考えております。

○ 委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○ 委員（増田武夫） 分かりましたけれども、1点管理体制ですけれども、その職員の身分というものは、どんな形になるのか。教育委員会に属して、教育委員会の職員として配置されるようになるのか。その職員の身分的なものは、どうなるのかお聞きしたいのと、それから宿泊も出来るような形になるということですが、前条例では宿泊と日中だけの使用が、使用料として別立てになっていたわけですが、今回はどちらも一日150円で済むのか、以前は日中は何時から何時までというような、取り決めがあったわけなのですが、そういうものはどのようなことになるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○ 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（中川輝彦） 先ほどの宿泊の関係だったんですけども、条例にも書いてありますとおり、一日150円、一人あたり150円ということで、一泊二日ということであれば、150円×2ということで300円、という形で前条例とは違いまして、宿泊の概念を採用しなかったものであります。

管理人の身分につきましては、教育委員会の職員という形で考えております。

○ 委員長（牧野茂敏） 質疑の途中でございますが、小学生の皆さんが退席したいということでありますので、暫時休憩をしたいと思います。

○ 委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。増田委員。

○ 委員（増田武夫） 今、駒畠小学校建てられてから、何年か経っているんですね。改修して、この施設はどのくらいの期間、だいたい使えるのですか。耐用年数、どのくらい見ているのかが一点と、この施設の施設長になるのか館長になるのか、名称は分からないんですけど、そういうものを、きちっと置くようにこの条例で定めなくてよいものか、どうなのか。責任をもって、誰かが日常的に管理していくということになれば、ちゃんと管理体制というのものも、しっかりしておいたほうが良いと思いますが、その点はいかがですか。

○ 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（中川輝彦） 耐用年数につきましては、先ほど言いましたように、RC造りということですので、60年をみております。この建物は昭和60年に確か建てられたという形になりますので、それからいきますとあと35年程度は持つのかな、と考えております。

そして、2点めの、責任者等を条例で定めなくて良いのか、ということですが、責任者は当然、教育委員会の施設でありますから、教育長という形になるのではないかなと思いますが、そこら辺は、規則等で定めることも検討させていただきたいと思います。

○ 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。では、乾委員。

○ 委員（乾邦廣） 先ほどの条例の説明は、概ね理解させていただきましたけれども、この施設は年間どのくらいの利用人数を想定されているのか。また、町外の利用人数、先ほどの説明ではこれから懸命にPRに努めるということだったけれども、どのくらいの年間の利用人数を想定されているのか。

また先ほど増田委員が、対象年齢ということでお聞きしておりますけれども、最高は高校生を対象にでしたが、下は何歳でしょうか。小学校以上でしょうか。それとも幼稚園、保育所の子ども達も対象にされるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（中川輝彦） 利用人数の関係なんですが、おおよそ2,000人を計画しています。他町村の似たような施設、音更、芽室にあるわけなんですけど、音更町が6,000人、芽室町が4,000人という形で聞いております。なお、新和自然の家あったときなんですけど、地震でつぶれてしまったのですが、その前で1,600人の利用がありましたので、可能な人数かなと考えております。

また、対象年齢なのですが、当然、保護者同伴であれば、そういう小さい子にも開放したいと考えています。

○ 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。それでは、助川委員。

○ 委員（助川順一） 地域にある施設として、地域の人たちとか、地域の交流というのは、一つのメインになると思うんですけど、そういった地域とのつながりをどういう風につくるといのは、地域、あるいは協力農家とかそういう話し合いは、ある程度終わっているのですか。

○ 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（中川輝彦） 地域との交流ということですが、先ほどもふれましたように、そばつくりとか、農業体験、それについては駒畠地域の農家の方等に、ご協力いただけるという返事はいただいているところでもあります。また、ゆくゆくは地域に広げれば良いなと考えております。

○ 委員長（牧野茂敏） ほかに。藤原委員。

○ 委員（藤原孟） 条例の5条の2項、使用料は教育委員会が必要と認めるときは、減額または免除、これはいわゆる知っている人は知っていて、申請の時にその出し方によっては減額をしてもらっている、ということがある。是非、この項目を適用するのであれば、附則等にもう少し詳しく示していただいて、使用した後にはいろんな苦情がおきかないような、形をとっていただきたいということ。

それと、第11条、委任についてですが、何を委任して教育委員会の規則で定めるというのか、

この辺もう少し詳しく書き出すことが出来ないのか。お尋ねいたします。

- 委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。
 - 生涯学習課長（中川輝彦） 先ほどの減免の基準につきましては、規則等の形で設けていきたいと考えております。委任の関係なんですけれども、条例につきましては、先ほども部長から説明させていただきましたように、名称ですとか、位置ですとか、使用料金、そして還付関係のことにつきまして、最低限のことについて載せさせていただいています。細かい規定が色々あります。そういうものについてはですね、規則で細かく定めていきたいな、と考えております。
 - 委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。なければ、議案第63号に対する質疑は終了させていただきます。よろしいですか。
 - （はい、の声あり）
 - 委員長（牧野茂敏） それでは、以上で終了させていただきます。説明員の皆様には、どうもありがとうございました。退席のため、暫時休憩をいたします。
 - 委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きます。本議案に対する各委員のご意見をお伺いしたいと思います。ありませんか。
 - （ありません、の声あり）
 - 委員長（牧野茂敏） それでは、討論に入りたいと思います。討論はございませんか。
 - （なし、の声あり）
 - 委員長（牧野茂敏） それでは、採決をいたしたいと思います。議案第63号に対して、反対の方の挙手をお願いします。
 - （挙手するものなし）
 - 委員長（牧野茂敏） それでは、議案第63号は全員賛成とみなしてよろしいでしょうか。
 - （はい、の声あり）
 - 委員長（牧野茂敏） それでは、議案第63号、幕別町集団研修施設こまはた条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
 - （なし、の声あり）
 - 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、幕別町集団研修施設こまはた条例については、原案のとおり可決されました。なお、報告書につきましては委員長と副委員長に、お任せいただきたいと思います。
- それでは、2番目の付託された陳情の審査についてであります。ここで11時15分まで休憩いたします。

(11:08 休憩)

(11:15 再開)

- 委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。陳情第14号、高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情についてであります。最初に事務局から、補則説明があります。事務局長。
- 事務局長（米川伸宜） 補足説明を申し上げます。委員の皆様のお手元にございます。陳情第14号の写しでございますが、受付印の下のほうに、ほか1,217と記載されていると思います。これは署名の数でございますが、このほかに11月29日に追加分の署名として169名の署名をいただきましたので、合わせますと1,386人の署名もいただいておりますことを、ご報告させていただきます。
- 委員長（牧野茂敏） 追加説明が終わりましたので、陳情第14号について皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手願います。増田委員。
- 委員（増田武夫） 高齢化の速度はますます上がっているわけで、この本町地域では高齢化率が32%、忠類地域で30%、全体で24%という、それは今後とも上がり続けると思うんですね。そういう中で、高齢者の話などを伺っていると、やはり将来とも安心して住んでいけるためには、外出が自由にできるようなそういう体制をとって欲しい、という意見は非常に多く聞かれ

るわけで、署名数にもその辺が現れていると思います。

そこで、以前にも公共の交通機関、バスの見直し、便数を増やしたりコースを変えて欲しい、見直して欲しいというような、話もされたことはあるんですが、そうした点でも、幕別の公共交通機関は十分とはいえないと思うんですよね。調べてみますと、帯広と幕別本町のバスは12往復、JRは14往復、札内帯広間はほかに10往復あるんですけども、それに比べて音更の場合には、音更本町と帯広とのバスは、十勝バスで28往復、拓殖バスで23往復、そのほかにも糠平とか上士幌とかいくバスがあるんですけど、そうした点でも公共交通機関の便数からいっても、非常に町民は不自由をしているのではないかと思うんですよね。

そういう点から言っても、今後とも、こういう外出の交通手段を何とか充実させてくれないかという声は、ますます高まりこそすれ、その声がなくなることはないと思うんですよね。

特に最近、年をとられて、免許証を返還してもらったほうが良いという、お年よりも段々増えていくと。その人が心置きなく返還してもらうためにも、やはり普段の交通手段がものを言うのではないかと思うんですよね。そうした点では、是非とも交通手段の確保は必要なことだと思います。まず、最初にそのことを。

○ 委員長（牧野茂敏） ほかにご意見ございませんか。乾委員。

○ 委員（乾邦廣） 今、弱者である高齢者の環境は大変非常に厳しいと、私も認識しております。ただ、幕別町も何年か前に試験運行でバスを運行しておりますよね。そこらへん、どのような方法でやって、乗る人が少ないということで中止になりましたよね。そこらへん、もう一度、精査し検討しながら、審査にあたったほうがよいのかな、と思っております。

○ 委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。藤原委員。

○ 委員（藤原孟） 勿論、高齢者に対する、特に私の住んでいる旭町におきましても、そういう現象は完全に見られております。

ただ、町の財政、最近、町の広報でも発表されましたけれども、将来負担比率が約160%と、まだまだ財政的に厳しいそういう町の中で、何をやってもらうか。優先順位のこともあると思います。特に、幕別では、タクシー会社が2社、かろうじて多分経営しているのではないかと心配もしております。

そういうものがなくなるということも、民業圧迫と言いますか、そういうことも含めまして、検討していかなければならない。当然、よその町の、今、現在行われている実態も私たち見たいと思います。そういうことを含めて、まだまだこの件に関して研究を重ねて、すばらしい答えを出せるようなことに、なればよいなと思っています。

○ 委員長（牧野茂敏） ほかに。増田委員。

○ 委員（増田武夫） ほかの町村がどんな風にやっているかということも、行って調べてみました。

タクシー会社に対する民業圧迫というお話も出ましたが、例えば豊頃町はコミュニティバスということで、それを9人乗りのジャンボタクシーで運行するというので、豊頃交通にそれを委託しているんですね。それで、町の予算は年間438万7千円、使って委託しているということで豊頃町の場合は、無料で乗れる。どこでも乗れるというようなコースを決めておいて、どこでも乗れるというようなことをしています。それから、福祉タクシー券というのも発行していて、それに予算は294万円で、タクシー券1枚で基本料金だけを助成するという形で、やっておりますけれども。豊頃町の場合は、かえてそういうことを実施することによって、タクシー会社の支援にもなる。こういうことだと思います。

音更町の場合は、町がバス2台を購入して、そのバスを2つのバス会社に運行を委託しているんです。十勝バスと拓殖バスにその2台を委託している。効果が大きかったということで、今年の2月に、独自のバス、新しいバスにしたんですね。聞いてみますと、車椅子でも乗れるようなバスにして、ステップを低くして、お年寄りなんかも乗りやすいようにした。そしたら、利用者も相当増えた、と担当者は言っていましたけど。それでも昨年までは、一日あたり100人とか80人とか、いろいろばらつきはありますけど、その月によってもばらつきはありますけど、120人近く乗ったり、70人くらいの月もありますけど、一日平均でね、そういう形で、全国的に調べてみ

るといろんな方式があると思うんですけど、町がやってるところもありますし、今、言うようにバス会社に委託しているというところもありますし。音更町のノンステップバスは、町がバスを購入して、それを無償でバス会社に運行を委託している。音更の場合は運行経費が、1,354万円、年間2台でね。それを2社に補助する形で。音更の場合は1回、100円というバス賃をもらって、子どもは50円、幼児は大人と一緒に乗って無料だという形で。だから、その地域にふさわしいやり方を色々ね、豊頃みたいなところは9人乗りのジャンボタクシーで間に合うから、それでやるし、うちはどの方式がいいかというのは、それは行政が一生懸命考えることだと思うんですけど、やはり先ほども出たけど、前の経験も調べる必要もあると思いますけど、それと同時に、ほかにもっといい運行の仕方がないのか、という研究も我々もしなければならぬけど、むしろ行政にしっかりとやって、さっき言ったようにそういうったものが、ますます必要な社会になってるわけですから、やはり議会としては、こういう陳情を機会に、町にもそれを促すということが必要ではないかと思います。それから、中札内村や更別村でも、更別なんかは通院のために、幕別町でも外出支援サービスあるんですが、これは普通の交通機関に乗れないような人たちが対象で、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能な方だけが対象なんですが、例えば更別の場合は65歳の人なら誰でも利用できる、というような形式です。中札内の場合は、タクシーの助成ということで、これもそういう助成事業を行っている。いろんなところで、周りの町村見ただけでも、そういう形で、高齢化社会に向けた取り組みというのが行われている。これは、どうしても今後必要となってくるんでないかと思うので、時機に適した陳情でないかという思いです。

- 委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。 助川委員。
- 委員（助川順一） 考え方については、本当にこういうことが必要だということは、理解できます。増田さんの言うことも良く分かりますし、財政当局の財政運営の仕方とか、町によって財政状況が違うというのも事実です。それで、今、本当に必要なのは、介護を受けている人、障害の方たちは、それぞれ制度があってそれなりの対応はされているけど、一人暮らし、あるいは老人だけで住んでいる方たちの手当ては、私たちの住んでいる地域にもおりますけれど、そういった人たちの外出支援というのは、考えていかなければならないと思います。そんなことも、一般質問の中等々で出ていますし、企画室あるいは福祉の関係でそういったことも検討、多分されているはずですから、そういったことも以前のコミバスのことも含めて、一度深く話を聞いてみるというのも必要だと思いますので、そういうことで次へつなげていただきたいな、と思います。以上。
- 委員長（牧野茂敏） その他ありますか。今、それぞれご意見はいただいたわけですが、以前やっていたバスの検証だとか、あるいは財政当局のお話を聞いてから、というお話なんですが、この場合は継続にさせていただいて、よろしいでしょうか。勉強するために。
- （異議なし、の声あり）
- 委員長（牧野茂敏） では、そういったことで継続審査といたしますけれども、まずは企画室のほうの話をお聞きしたほうがよろしいですか。検証も合わせて。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 前回の試験的にやった方法が、どうして人数、利用者数が少なかったか。それは、運行の方法に問題があったのか。こういう陳情が上がって、いい方向にするためには、運行の方法だとか、その後には当然財政的な問題もありますよね。そこら辺の手当てが、どう確保できるかを含めた理事者の説明は、必要かとは思いますが。
- 委員長（牧野茂敏） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 前回の結果がどういう反省点があるかということは、よく承知する必要があります。

もう一点、そういう議会としては、行政のあり方としての方向をね、この陳情に対してどうなのかという判断だと思うので、それは一定程度、それは何億もかかるようなものであれば、財政の心配も我々もしなければならぬと思うのですが、先ほど言ったような程度でありますし、これやるのに、財政はどうなんだと、今そのことまで詰める必要はないと思うんですけど。

さっきいったような、今までの経過なんかはよく承知する必要が、あるんでないかと思うんで

す。

○ 委員長（牧野茂敏） では、ただ今お話にありましたように、前の時の検証であるとか、ここの陳情項目にバスだとかタクシーだとか、色々書いてありますけれど、どういった方法が一番いいのかということも含めて、継続中の審査としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○ （はい、の声あり。）

○ 委員長（牧野茂敏） それでは陳情第14号 高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情につきまして、継続審査といたします。次回は、12月16日午前10時より、会議室で行います。

3番め、所管事務調査項目についてであります。後日、行われます委員会で決定いたします。これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

（11：36 閉会）